

平成 29 年 1 月 23 日

長野市社会福祉審議会
委員長 増 山 幸 一 様

児童福祉専門分科会
会 長 水 口 崇

平成 29 年度 長野市の保育所等利用者負担額について
長野市放課後子ども総合プランの利用者負担について

平成 28 年 6 月 2 日付けで調査・審議を付託されました標記の件につきまして
慎重に調査・審議をしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 平成 29 年度 長野市の保育所等利用者負担額について
別紙 1 のとおり
- 2 長野市放課後子ども総合プランの利用者負担について
別紙 2 のとおり

平成 29 年度 長野市の保育所等利用者負担額について

国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取組に合わせ、次のように変更する。

- 1 市町村民税非課税世帯の第 2 子を無償化とする。
- 2 年収約 360 万円未満相当世帯の保護者負担を軽減する。
 - (1) ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充し、市町村民税非課税世帯並とする。
 - (2) 1 号認定子どもについて、第 1 子月額 2,000 円、第 2 子月額 1,000 円軽減する。

詳細については、別紙 1 - 1 のとおり

平成29年度 保育料基準額表

2号・3号認定(保育所・認定こども園等)

1号認定(幼稚園・認定こども園)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		定 義	保育料(月額)		
階層区分	定 義		3歳以上児 保育標準時間	3歳未満児 保育標準時間	3歳未満児 保育短時間
A	生活保護世帯	生活保護世帯	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	市町村民税非課税世帯	1,200円 〔0円〕 ※第2子以降は0円	1,200円 〔0円〕 ※第2子以降は0円	1,800円 〔0円〕 ※第2子以降は0円
C	77,101円以下の世帯	48,600円未満	7,600円 〔1,200円〕	9,900円 〔1,800円〕	9,900円 〔1,800円〕
D1	77,101円以上 211,201円以下の世帯	48,600円以上 60,000円未満	11,900円 〔1,200円〕	14,200円 〔1,800円〕	14,000円 〔1,800円〕
D2		60,000円以上 76,000円未満	16,800円 〔1,200円〕	19,400円 〔1,800円〕	19,100円 〔1,800円〕
D3		76,000円以上 (77,101円未満)	21,700円 〔1,200円〕	24,500円 〔1,800円〕	24,100円 〔1,800円〕
D4	市町村民税所得割課税額	(77,101円以上) 97,000円未満	21,700円	24,500円	24,100円
D5		97,000円以上 123,000円未満	25,200円	31,500円	31,000円
D6		123,000円以上 148,000円未満	26,100円	40,500円	39,800円
D7		148,000円以上 169,000円未満	26,600円	44,000円	43,300円
D8		169,000円以上 219,000円未満	27,200円	50,500円	49,700円
D9		219,000円以上 265,000円未満	28,700円	53,600円	52,700円
D10		265,000円以上 301,000円未満	29,600円	54,500円	53,600円
D11		301,000円以上 397,000円未満	30,700円	55,600円	54,700円
		397,000円以上	31,800円	56,700円	55,700円

※1 []書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯の額。
 ※2 1号認定は小学校3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、保育所、幼稚園、認定こども園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当(市長村民税所得割課税額が、1号認定:77,100円以下、2・3号認定:57,700円未満)の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。

長野市放課後子ども総合プランの利用者負担について

- 1 長野市放課後子ども総合プラン（以下「プラン」という。）の充実、及び、税負担の公平性確保の観点から、利用者負担の導入が必要である。
- 2 プランの利用者負担に関して必要な事項は、平成 20 年 7 月策定の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」を適用する。
- 3 プランの利用者負担導入時における金額は、登録児童一人につき一律で月額 2,000 円を目安とすることが適当である。
- 4 延長利用の料金は、当面の間、現行の額（1 時間当たり月額 700 円）とすることが適当である。
- 5 利用者負担の導入に当たり、きめ細かな配慮が必要であることから、別表の減免規定を適用することが適当である。

附帯意見

利用者負担導入後も当分科会において引き続き注視していくので、以下の点について実施に努めること。

- ・コストの可視化を図るとともに将来の改定の可能性も含めて利用者にと丁寧な説明に努めること。
- ・職員の能力向上や施設整備など事業の質の確保と向上に努め、プランの充実を利用者に実感いただけるよう努めること。
- ・ガイドライン作成等により、保育実費（おやつ代等）が校区や施設で異なる状況の改善に努めること。

(別表：減免規定)

対象となる児童等		減ずる率
① 一の世帯で利用児童が複数いる場合	二人目	1 / 2
	三人目	全 額
② 教育委員会が運行するスクールバス・スクールタクシー、遠距離通学費の支給を受けて路線バスで帰宅している児童		2 / 5
③ 児童扶養手当の受給対象児童		1 / 2
④ 就学援助の受給児童		
⑤ 市町村民税非課税の世帯の児童		
⑥ 生活保護を受給している世帯の児童		全 額